

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会介護事業職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会介護事業職員就業規則（以下「就業規則」という。）第34条及び社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会介護事業再雇用職員就業規則（以下「再雇用職員就業規則」という。）第32条の規定に基づき、介護事業に従事する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、給料、役職手当、技能・資格手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、処遇改善手当、送迎車運転手当、24時間対応手当及び退職手当をいう。

(給与の支払方法)

第3条 給与は、通貨で、職員に対して直接に、その全額を支払う。ただし、職員の同意を得た場合には、職員の指定する金融機関への振込により支払うことができる。

2 次に掲げるものは、給与支払の際、控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 地方税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) 職員を代表する者との書面協定により控除対象としたもの。

(給料)

第4条 給料は、就業規則第14条及び再雇用職員就業規則第19条に規定する正規の勤務時間による勤務に対して支給する。

(給料表)

第5条 給料は、次の各号に掲げる給料表によるものとする。

- (1) 事務職給料表 別表第1
- (2) 福祉職Ⅰ給料表 別表第2
- (3) 福祉職Ⅱ給料表 別表第3
- (4) 医療職給料表 別表第4

- 2 前項の給料表は、就業規則第2条に規定する正規職員及び再雇用職員就業規則第2条に規定する再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）に適用するものとする。

（職務の級）

第6条 職員の職務は、業務内容及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第5に定める級別職務分類表によるものとする。

（初任給）

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第6に定める初任給基準表に基づき、経験年数等を考慮して会長が決定する。

（昇給及び昇給の停止）

第8条 職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。

- 2 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮することができる。

- 3 前各項の規定に関わらず、職員が満60歳に達したときは、達した日の属する年度の末日をもって昇給を停止する。

（再雇用職員の給料月額）

第9条 再雇用職員の給料月額は、その者が満65歳に達する日の属する年度末に適用される給料表の号給の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 再雇用職員のうち再雇用職員就業規則第4条第1項第2号に定める再雇用短時間勤務職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、再雇用職員就業規則第19条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第14条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第10条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が退職等により離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から就業規則第16条第1項及び第2項の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(役職手当)

第11条 役職手当は、総括主任等の職務に就く職員に対して、次の各号のとおり支給する。

- (1) 総括主任 月額 50,000円
- (2) 主任 月額 35,000円
- (3) 副主任 月額 28,000円
- (4) 事務主任 月額 18,000円

2 再雇用短時間勤務職員の役職手当は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による役職手当月額に、再雇用職員就業規則第19条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第14条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 役職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には支給しない。ただし、業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため、就業規則第20条又は再雇用職員就業規則第25条の規定により病気休暇を与えられている場合に該当するときは、この限りでない。

4 役職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(技能・資格手当)

第12条 技能・資格手当は、介護支援専門員等の資格を持ち、その職務に就く職員に対して、次の各号のとおり支給する。ただし、就業規則第7条に規定する試用期間中の職員については、その金額を減額することができる。

- (1) 介護支援専門員 月額 14,000円
- (2) 看護師 月額 14,000円
- (3) 准看護師 月額 10,000円
- (4) 介護福祉士 月額 7,000円
- (5) 衛生管理者 月額 18,000円
- (6) 副衛生管理者 月額 15,000円

2 前条第1項第1号から第4号まで及び前項第1号から第4号までの職務に就きながら前項第

5号又は第6号の職務を兼務する場合は、前条第1項第1号から第4号まで及び前項第1号から第4号までの手当の額に次のとおり加算して支給する。

(1) 衛生管理者兼務 加算月額 5,000円

(2) 副衛生管理者兼務 加算月額 3,000円

3 再雇用短時間勤務職員の技能・資格手当は、第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定による手当月額に、再雇用職員就業規則第19条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第14条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 技能・資格手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には支給しない。ただし、業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため、就業規則第20条又は再雇用職員就業規則第25条の規定により病気休暇を与えられている場合に該当するときは、この限りでない。

5 技能・資格手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 身体又は精神に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族たる父母等（以下「父母等」という。）については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「当該期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 次に掲げる者は、扶養親族とすることはできない。

(1) 職員の兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の

基礎となっている者

(2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

6 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、速やかに扶養親族届（様式第1）により届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日に扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第6項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第6項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るもののうち当該期間にある子となった場合

9 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに扶養手当に係る

事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員の扶養親族たる者（第13条第2項に規定する扶養親族で同条第6項の規定による届出がされている者に限る。以下この項において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに会長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（様式第2）により、その居住の実情を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

4 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

5 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

6 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定

する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

7 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ定める額
 - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,300円
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,400円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	13,500円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	16,600円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	19,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	22,800円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	25,900円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	38,700円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員は、第1号及び第2号で定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。
- 3 第1項に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び前項に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の距離の経路の長さによるものとする。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して会長が定める額を返納させるものとする。
- 5 職員は、新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第3）により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。第1項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。
- (1) 人事異動等により勤務地が変更となった場合
 - (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- 6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始

し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合にあっては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1か月

9 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に、給料の支給方法に準じて支給する。
(時間外勤務手当)

第16条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間が割り振られた日における勤務については100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

3 再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125

(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)」とあるのは「100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)」とする。

4 第1項の勤務の時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 時間外勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給日に支給するものとする。ただし、その日において支給することができないときは、その日後に支給することができるものとし、職員が離職し、若しくは死亡した場合には、その日までの分をその際支給することができるものとする。

(休日勤務手当)

第17条 休日勤務手当は、就業規則第16条又は再雇用職員就業規則第21条に規定する休日に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

3 休日勤務手当は、前条第5項の規定に準じて支給する。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは「100分の

100」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、その日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 第2項の期末手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、100分の100を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 か月	100分の100
5 か月15日以上 6 か月未満	100分の 95
5 か月以上 5 か月15日未満	100分の 90
4 か月15日以上 5 か月未満	100分の 80
4 か月以上 4 か月15日未満	100分の 70
3 か月15日以上 4 か月未満	100分の 60
3 か月以上 3 か月15日未満	100分の 50
2 か月15日以上 3 か月未満	100分の 40
2 か月以上 2 か月15日未満	100分の 30
1 か月15日以上 2 か月未満	100分の 20
1 か月以上 1 か月15日未満	100分の 15
15日以上 1 か月未満	100分の 10
15日未満	100分の 5
0 日	0

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは「100分の100」とする。

4 第2項の勤勉手当基礎額は、60,000円とする。ただし、該当する期間の業務成績等によって減

額することができる。

5 再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による勤勉手当基礎額に、再雇用職員就業規則第19条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第14条に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。

6 6月1日に在職する職員に対しては、第2項により算出して得た勤勉手当の額に基準日が属する年度以前の直近年度の介護事業業務成績に応じて加算することができるものとする。

7 加算額は別に定める。

8 第2項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(処遇改善手当)

第20条 処遇改善手当は、職務の複雑、困難、経験及び技能等を考慮して、第4条に規定する給料を調整するために支給する。

2 処遇改善手当の支給月額、別表第7に定める額とする。

3 処遇改善手当は、当該年度の介護職員等処遇改善加算総額を踏まえ、当該年度の最終給与を支給する月において差額を調整する。

4 処遇改善手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、その日において支給することができないときには、その日後に支給することができるものとする。

(送迎車運転手当)

第21条 送迎車運転手当は、職員がデイサービスにおける送迎車の運転業務に従事したときに支給する。

2 送迎車運転手当の額は、1回につき普通車100円、軽自動車50円とする。

3 送迎車運転手当は、第16条第5項の規定に準じて支給する。

(24時間対応手当)

第22条 居宅介護支援事業に従事する職員が、居宅介護支援事業における契約者等からの問い合わせ及び相談業務に終日対応するために待機したときに支給する。

2 24時間対応手当の額は、日額1,000円とする。

3 24時間対応手当は、第16条第5項の規定に準じて支給する。

(退職手当)

第23条 職員の退職手当は、次の各号による。

(1) 独立行政法人福祉医療機構約款

(2) 一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会退職共済事業運営規程

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 2 4 条 第16条及び第17条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、役職手当、技能・資格手当、処遇改善手当、送迎車運転手当及び24時間対応手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第14条に規定する 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、7 時間45分に18を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、役職手当、技能・資格手当、処遇改善手当、送迎車運転手当及び24時間対応手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第14条に規定する 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第 2 5 条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、休暇の場合及びその他会長が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(再雇用職員についての適用除外)

第 2 6 条 第13条及び第23条第 1 項第 2 号の規定は、再雇用職員には適用しない。

(委任)

第 2 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(扶養手当に関する特例)

2 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間は、介護事業職員給与規程第13条第 3 項、第 6 項及び第 8 項の規定の適用については、同条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族については 1 人につき 6, 500 円、同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10, 000 円」とあるのは「前項第 1 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10, 000 円、同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8, 000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10, 000 円）、同項第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6, 500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9, 000 円）」と、同条第 6 項「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に

該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第8項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合若しくは扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「を改定」とあるのは「を改定（扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額を改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額を改定」とする。

（規程の廃止）

- 3 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会介護職員給与規程（平成18年6月1日施行）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年3月14日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の介護事業職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の介護事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の介護事業職員給与規程の規定による内払とみなす。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の介護事業職員給与規程第20条第1項第3号の規定及び同条第2項第3号に規定する別表第6は、令和6年2月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の介護事業職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の介護事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の介護事業職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前から引き続き在職する職員のうち、この規程の施行の日の前日において、満60歳に到達している職員に係る昇給及び昇給の停止及び再雇用職員の給料月額については、改正後の介護事業職員給与規程第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 改正後の介護事業職員給与規程第5条第1項第1号に規定する別表第1、同項第2号に規定する別表第2、同項第3号に規定する別表第3及び同項第4号に規定する別表第4 令和7年12月1日

(2) 改正後の介護事業職員給与規程第15条第2項第2号の規定 令和7年4月1日

(給与の内払)

- 2 改正後の介護事業職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の介護事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の介護事業職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第 1（第 5 条関係）

事 務 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
1	178,900	183,900	248,600
2	179,400	184,400	249,100
3	179,900	184,900	249,600
4	180,400	185,400	250,100
5	180,900	185,900	250,600
6	181,400	186,400	251,100
7	181,900	186,900	251,600
8	182,400	187,400	252,100
9	182,900	187,900	252,600
10	183,400	188,400	253,100
11	183,900	188,900	253,600
12	184,400	189,400	254,100
13	184,900	189,900	254,600
14	185,400	190,400	255,100
15	185,900	190,900	255,600
16	186,400	191,400	256,100
17	186,900	191,900	256,600
18	187,400	192,400	257,100
19	187,900	192,900	257,600
20	188,400	193,400	258,100
21	188,900	193,900	258,600
22	189,400	194,400	259,100
23	189,900	194,900	259,600
24	190,400	195,400	260,100
25	190,900	195,900	260,600
26	191,400	196,400	261,100
27	191,900	196,900	261,600
28	192,400	197,400	262,100
29	192,900	197,900	262,600
30	193,400	198,400	263,100
31	193,900	198,900	263,600
32	194,400	199,400	264,100
33	194,900	199,900	264,600
34	195,400	200,400	265,100
35	195,900	200,900	265,600
36	196,400	201,400	266,100
37	196,900	201,900	266,600
38	197,400	202,400	267,100
39	197,900	202,900	267,600
40	198,400	203,400	268,100
41	198,900	203,900	268,600
42	199,400	204,400	269,100
43	199,900	204,900	269,600
44	200,400	205,400	270,100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
45	200,900	205,900	270,600
46	201,400	206,400	271,100
47	201,900	206,900	271,600
48	202,400	207,400	272,100
49	202,900	207,900	272,600
50	203,400	208,400	273,100
51	203,900	208,900	273,600
52	204,400	209,400	274,100
53	204,900	209,900	274,600
54	205,400	210,400	275,100
55	205,900	210,900	275,600
56	206,400	211,400	276,100
57	206,900	211,900	276,600
58	207,400	212,400	277,100
59	207,900	212,900	277,600
60	208,400	213,400	278,100
61	208,900	213,900	278,600
62	209,400	214,400	279,100
63	209,900	214,900	279,600
64	210,400	215,400	280,100
65	210,900	215,900	280,600
66	211,400	216,400	281,100
67	211,900	216,900	281,600
68	212,400	217,400	282,100
69	212,900	217,900	282,600
70	213,400	218,400	283,100
71	213,900	218,900	283,600
72	214,400	219,400	284,100
73	214,900	219,900	284,600
74	215,400	220,400	285,100
75	215,900	220,900	285,600
76	216,400	221,400	286,100
77	216,900	221,900	286,600
78	217,400	222,400	287,100
79	217,900	222,900	287,600
80	218,400	223,400	288,100
81	218,900	223,900	288,600
82	219,400	224,400	289,100
83	219,900	224,900	289,600
84	220,400	225,400	290,100
85	220,900	225,900	290,600
86	221,400	226,400	291,100
87	221,900	226,900	291,600
88	222,400	227,400	292,100
89	222,900	227,900	292,600
90	223,400	228,400	293,100
91	223,900	228,900	293,600
92	224,400	229,400	294,100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
93	224, 900	229, 900	294, 600
94	225, 400	230, 400	295, 100
95	225, 900	230, 900	295, 600
96	226, 400	231, 400	296, 100
97	226, 900	231, 900	296, 600
98	227, 400	232, 400	297, 100
99	227, 900	232, 900	297, 600
100	228, 400	233, 400	298, 100
101	228, 900	233, 900	298, 600
102	229, 400	234, 400	299, 100
103	229, 900	234, 900	299, 600
104	230, 400	235, 400	300, 100
105	230, 900	235, 900	300, 600
106	231, 400	236, 400	301, 100
107	231, 900	236, 900	301, 600
108	232, 400	237, 400	302, 100
109	232, 900	237, 900	302, 600
110	233, 400	238, 400	303, 100
111	233, 900	238, 900	303, 600
112	234, 400	239, 400	304, 100
113	234, 900	239, 900	304, 600
114	235, 400	240, 400	305, 100
115	235, 900	240, 900	305, 600
116	236, 400	241, 400	306, 100
117	236, 900	241, 900	306, 600
118	237, 400	242, 400	307, 100
119	237, 900	242, 900	307, 600
120	238, 400	243, 400	308, 100
121	238, 900	243, 900	308, 600
122	239, 400	244, 400	309, 100
123	239, 900	244, 900	309, 600
124	240, 400	245, 400	310, 100
125	240, 900	245, 900	310, 600
126	241, 400	246, 400	311, 100
127	241, 900	246, 900	311, 600
128	242, 400	247, 400	312, 100
129	242, 900	247, 900	312, 600
130	243, 400	248, 400	313, 100
131	243, 900	248, 900	313, 600
132	244, 400	249, 400	314, 100
133	244, 900	249, 900	314, 600
134	245, 400	250, 400	315, 100
135	245, 900	250, 900	315, 600
136	246, 400	251, 400	316, 100
137	246, 900	251, 900	316, 600
138	247, 400	252, 400	317, 100
139	247, 900	252, 900	317, 600
140	248, 400	253, 400	318, 100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
141	248,900	253,900	318,600
142	249,400	254,400	319,100
143	249,900	254,900	319,600
144	250,400	255,400	320,100
145	250,900	255,900	320,600
146	251,400	256,400	321,100
147	251,900	256,900	321,600
148	252,400	257,400	322,100
149	252,900	257,900	322,600
150	253,400	258,400	323,100
151	253,900	258,900	323,600
152	254,400	259,400	324,100
153	254,900	259,900	324,600
154	255,400	260,400	325,100
155	255,900	260,900	325,600
156	256,400	261,400	326,100
157	256,900	261,900	326,600
158	257,400	262,400	327,100
159	257,900	262,900	327,600
160	258,400	263,400	328,100
161	258,900	263,900	328,600
162	259,400	264,400	329,100
163	259,900	264,900	329,600
164	260,400	265,400	330,100
165	260,900	265,900	330,600
166	261,400	266,400	331,100
167	261,900	266,900	331,600
168	262,400	267,400	332,100
169	262,900	267,900	332,600
170	263,400	268,400	333,100
171	263,900	268,900	333,600
172	264,400	269,400	334,100
173	264,900	269,900	334,600
174	265,400	270,400	335,100
175	265,900	270,900	335,600
176	266,400	271,400	336,100
177	266,900	271,900	336,600
178	267,400	272,400	337,100
179	267,900	272,900	337,600
180	268,400	273,400	338,100
181	268,900	273,900	338,600
182	269,400	274,400	339,100
183	269,900	274,900	339,600
184	270,400	275,400	340,100

別表第2（第5条関係）

福祉職Ⅰ給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
1	225,600	227,600	230,600
2	226,100	228,100	231,100
3	226,600	228,600	231,600
4	227,100	229,100	232,100
5	227,600	229,600	232,600
6	228,100	230,100	233,100
7	228,600	230,600	233,600
8	229,100	231,100	234,100
9	229,600	231,600	234,600
10	230,100	232,100	235,100
11	230,600	232,600	235,600
12	231,100	233,100	236,100
13	231,600	233,600	236,600
14	232,100	234,100	237,100
15	232,600	234,600	237,600
16	233,100	235,100	238,100
17	233,600	235,600	238,600
18	234,100	236,100	239,100
19	234,600	236,600	239,600
20	235,100	237,100	240,100
21	235,600	237,600	240,600
22	236,100	238,100	241,100
23	236,600	238,600	241,600
24	237,100	239,100	242,100
25	237,600	239,600	242,600
26	238,100	240,100	243,100
27	238,600	240,600	243,600
28	239,100	241,100	244,100
29	239,600	241,600	244,600
30	240,100	242,100	245,100
31	240,600	242,600	245,600
32	241,100	243,100	246,100
33	241,600	243,600	246,600
34	242,100	244,100	247,100
35	242,600	244,600	247,600
36	243,100	245,100	248,100
37	243,600	245,600	248,600
38	244,100	246,100	249,100
39	244,600	246,600	249,600
40	245,100	247,100	250,100
41	245,600	247,600	250,600
42	246,100	248,100	251,100
43	246,600	248,600	251,600
44	247,100	249,100	252,100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
45	247,600	249,600	252,600
46	248,100	250,100	253,100
47	248,600	250,600	253,600
48	249,100	251,100	254,100
49	249,600	251,600	254,600
50	250,100	252,100	255,100
51	250,600	252,600	255,600
52	251,100	253,100	256,100
53	251,600	253,600	256,600
54	252,100	254,100	257,100
55	252,600	254,600	257,600
56	253,100	255,100	258,100
57	253,600	255,600	258,600
58	254,100	256,100	259,100
59	254,600	256,600	259,600
60	255,100	257,100	260,100
61	255,600	257,600	260,600
62	256,100	258,100	261,100
63	256,600	258,600	261,600
64	257,100	259,100	262,100
65	257,600	259,600	262,600
66	258,100	260,100	263,100
67	258,600	260,600	263,600
68	259,100	261,100	264,100
69	259,600	261,600	264,600
70	260,100	262,100	265,100
71	260,600	262,600	265,600
72	261,100	263,100	266,100
73	261,600	263,600	266,600
74	262,100	264,100	267,100
75	262,600	264,600	267,600
76	263,100	265,100	268,100
77	263,600	265,600	268,600
78	264,100	266,100	269,100
79	264,600	266,600	269,600
80	265,100	267,100	270,100
81	265,600	267,600	270,600
82	266,100	268,100	271,100
83	266,600	268,600	271,600
84	267,100	269,100	272,100
85	267,600	269,600	272,600
86	268,100	270,100	273,100
87	268,600	270,600	273,600
88	269,100	271,100	274,100
89	269,600	271,600	274,600
90	270,100	272,100	275,100
91	270,600	272,600	275,600
92	271,100	273,100	276,100

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
93	271,600	273,600	276,600
94	272,100	274,100	277,100
95	272,600	274,600	277,600
96	273,100	275,100	278,100
97	273,600	275,600	278,600
98	274,100	276,100	279,100
99	274,600	276,600	279,600
100	275,100	277,100	280,100
101	275,600	277,600	280,600
102	276,100	278,100	281,100
103	276,600	278,600	281,600
104	277,100	279,100	282,100
105	277,600	279,600	282,600
106	278,100	280,100	283,100
107	278,600	280,600	283,600
108	279,100	281,100	284,100
109	279,600	281,600	284,600
110	280,100	282,100	285,100
111	280,600	282,600	285,600
112	281,100	283,100	286,100
113	281,600	283,600	286,600
114	282,100	284,100	287,100
115	282,600	284,600	287,600
116	283,100	285,100	288,100
117	283,600	285,600	288,600
118	284,100	286,100	289,100
119	284,600	286,600	289,600
120	285,100	287,100	290,100
121	285,600	287,600	290,600
122	286,100	288,100	291,100
123	286,600	288,600	291,600
124	287,100	289,100	292,100
125	287,600	289,600	292,600
126	288,100	290,100	293,100
127	288,600	290,600	293,600
128	289,100	291,100	294,100
129	289,600	291,600	294,600
130	290,100	292,100	295,100
131	290,600	292,600	295,600
132	291,100	293,100	296,100
133	291,600	293,600	296,600
134	292,100	294,100	297,100
135	292,600	294,600	297,600
136	293,100	295,100	298,100
137	293,600	295,600	298,600
138	294,100	296,100	299,100
139	294,600	296,600	299,600
140	295,100	297,100	300,100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
141	295,600	297,600	300,600
142	296,100	298,100	301,100
143	296,600	298,600	301,600
144	297,100	299,100	302,100
145	297,600	299,600	302,600
146	298,100	300,100	303,100
147	298,600	300,600	303,600
148	299,100	301,100	304,100
149	299,600	301,600	304,600
150	300,100	302,100	305,100
151	300,600	302,600	305,600
152	301,100	303,100	306,100
153	301,600	303,600	306,600
154	302,100	304,100	307,100
155	302,600	304,600	307,600
156	303,100	305,100	308,100
157	303,600	305,600	308,600
158	304,100	306,100	309,100
159	304,600	306,600	309,600
160	305,100	307,100	310,100
161	305,600	307,600	310,600
162	306,100	308,100	311,100
163	306,600	308,600	311,600
164	307,100	309,100	312,100
165	307,600	309,600	312,600
166	308,100	310,100	313,100
167	308,600	310,600	313,600
168	309,100	311,100	314,100
169	309,600	311,600	314,600
170	310,100	312,100	315,100
171	310,600	312,600	315,600
172	311,100	313,100	316,100
173	311,600	313,600	316,600
174	312,100	314,100	317,100
175	312,600	314,600	317,600
176	313,100	315,100	318,100
177	313,600	315,600	318,600
178	314,100	316,100	319,100
179	314,600	316,600	319,600
180	315,100	317,100	320,100
181	315,600	317,600	320,600
182	316,100	318,100	321,100
183	316,600	318,600	321,600
184	317,100	319,100	322,100

別表第3（第5条関係）

福祉職Ⅱ給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
1	238,600	240,600	243,600
2	239,100	241,100	244,100
3	239,600	241,600	244,600
4	240,100	242,100	245,100
5	240,600	242,600	245,600
6	241,100	243,100	246,100
7	241,600	243,600	246,600
8	242,100	244,100	247,100
9	242,600	244,600	247,600
10	243,100	245,100	248,100
11	243,600	245,600	248,600
12	244,100	246,100	249,100
13	244,600	246,600	249,600
14	245,100	247,100	250,100
15	245,600	247,600	250,600
16	246,100	248,100	251,100
17	246,600	248,600	251,600
18	247,100	249,100	252,100
19	247,600	249,600	252,600
20	248,100	250,100	253,100
21	248,600	250,600	253,600
22	249,100	251,100	254,100
23	249,600	251,600	254,600
24	250,100	252,100	255,100
25	250,600	252,600	255,600
26	251,100	253,100	256,100
27	251,600	253,600	256,600
28	252,100	254,100	257,100
29	252,600	254,600	257,600
30	253,100	255,100	258,100
31	253,600	255,600	258,600
32	254,100	256,100	259,100
33	254,600	256,600	259,600
34	255,100	257,100	260,100
35	255,600	257,600	260,600
36	256,100	258,100	261,100
37	256,600	258,600	261,600
38	257,100	259,100	262,100
39	257,600	259,600	262,600
40	258,100	260,100	263,100
41	258,600	260,600	263,600
42	259,100	261,100	264,100
43	259,600	261,600	264,600
44	260,100	262,100	265,100

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
45	260,600	262,600	265,600
46	261,100	263,100	266,100
47	261,600	263,600	266,600
48	262,100	264,100	267,100
49	262,600	264,600	267,600
50	263,100	265,100	268,100
51	263,600	265,600	268,600
52	264,100	266,100	269,100
53	264,600	266,600	269,600
54	265,100	267,100	270,100
55	265,600	267,600	270,600
56	266,100	268,100	271,100
57	266,600	268,600	271,600
58	267,100	269,100	272,100
59	267,600	269,600	272,600
60	268,100	270,100	273,100
61	268,600	270,600	273,600
62	269,100	271,100	274,100
63	269,600	271,600	274,600
64	270,100	272,100	275,100
65	270,600	272,600	275,600
66	271,100	273,100	276,100
67	271,600	273,600	276,600
68	272,100	274,100	277,100
69	272,600	274,600	277,600
70	273,100	275,100	278,100
71	273,600	275,600	278,600
72	274,100	276,100	279,100
73	274,600	276,600	279,600
74	275,100	277,100	280,100
75	275,600	277,600	280,600
76	276,100	278,100	281,100
77	276,600	278,600	281,600
78	277,100	279,100	282,100
79	277,600	279,600	282,600
80	278,100	280,100	283,100
81	278,600	280,600	283,600
82	279,100	281,100	284,100
83	279,600	281,600	284,600
84	280,100	282,100	285,100
85	280,600	282,600	285,600
86	281,100	283,100	286,100
87	281,600	283,600	286,600
88	282,100	284,100	287,100
89	282,600	284,600	287,600
90	283,100	285,100	288,100
91	283,600	285,600	288,600
92	284,100	286,100	289,100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
93	284,600	286,600	289,600
94	285,100	287,100	290,100
95	285,600	287,600	290,600
96	286,100	288,100	291,100
97	286,600	288,600	291,600
98	287,100	289,100	292,100
99	287,600	289,600	292,600
100	288,100	290,100	293,100
101	288,600	290,600	293,600
102	289,100	291,100	294,100
103	289,600	291,600	294,600
104	290,100	292,100	295,100
105	290,600	292,600	295,600
106	291,100	293,100	296,100
107	291,600	293,600	296,600
108	292,100	294,100	297,100
109	292,600	294,600	297,600
110	293,100	295,100	298,100
111	293,600	295,600	298,600
112	294,100	296,100	299,100
113	294,600	296,600	299,600
114	295,100	297,100	300,100
115	295,600	297,600	300,600
116	296,100	298,100	301,100
117	296,600	298,600	301,600
118	297,100	299,100	302,100
119	297,600	299,600	302,600
120	298,100	300,100	303,100
121	298,600	300,600	303,600
122	299,100	301,100	304,100
123	299,600	301,600	304,600
124	300,100	302,100	305,100
125	300,600	302,600	305,600
126	301,100	303,100	306,100
127	301,600	303,600	306,600
128	302,100	304,100	307,100
129	302,600	304,600	307,600
130	303,100	305,100	308,100
131	303,600	305,600	308,600
132	304,100	306,100	309,100
133	304,600	306,600	309,600
134	305,100	307,100	310,100
135	305,600	307,600	310,600
136	306,100	308,100	311,100
137	306,600	308,600	311,600
138	307,100	309,100	312,100
139	307,600	309,600	312,600
140	308,100	310,100	313,100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
141	308,600	310,600	313,600
142	309,100	311,100	314,100
143	309,600	311,600	314,600
144	310,100	312,100	315,100
145	310,600	312,600	315,600
146	311,100	313,100	316,100
147	311,600	313,600	316,600
148	312,100	314,100	317,100
149	312,600	314,600	317,600
150	313,100	315,100	318,100
151	313,600	315,600	318,600
152	314,100	316,100	319,100
153	314,600	316,600	319,600
154	315,100	317,100	320,100
155	315,600	317,600	320,600
156	316,100	318,100	321,100
157	316,600	318,600	321,600
158	317,100	319,100	322,100
159	317,600	319,600	322,600
160	318,100	320,100	323,100
161	318,600	320,600	323,600
162	319,100	321,100	324,100
163	319,600	321,600	324,600
164	320,100	322,100	325,100
165	320,600	322,600	325,600
166	321,100	323,100	326,100
167	321,600	323,600	326,600
168	322,100	324,100	327,100
169	322,600	324,600	327,600
170	323,100	325,100	328,100
171	323,600	325,600	328,600
172	324,100	326,100	329,100
173	324,600	326,600	329,600
174	325,100	327,100	330,100
175	325,600	327,600	330,600
176	326,100	328,100	331,100
177	326,600	328,600	331,600
178	327,100	329,100	332,100
179	327,600	329,600	332,600
180	328,100	330,100	333,100
181	328,600	330,600	333,600
182	329,100	331,100	334,100
183	329,600	331,600	334,600
184	330,100	332,100	335,100

別表第4（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
1	228,600	230,600	233,600
2	229,100	231,100	234,100
3	229,600	231,600	234,600
4	230,100	232,100	235,100
5	230,600	232,600	235,600
6	231,100	233,100	236,100
7	231,600	233,600	236,600
8	232,100	234,100	237,100
9	232,600	234,600	237,600
10	233,100	235,100	238,100
11	233,600	235,600	238,600
12	234,100	236,100	239,100
13	234,600	236,600	239,600
14	235,100	237,100	240,100
15	235,600	237,600	240,600
16	236,100	238,100	241,100
17	236,600	238,600	241,600
18	237,100	239,100	242,100
19	237,600	239,600	242,600
20	238,100	240,100	243,100
21	238,600	240,600	243,600
22	239,100	241,100	244,100
23	239,600	241,600	244,600
24	240,100	242,100	245,100
25	240,600	242,600	245,600
26	241,100	243,100	246,100
27	241,600	243,600	246,600
28	242,100	244,100	247,100
29	242,600	244,600	247,600
30	243,100	245,100	248,100
31	243,600	245,600	248,600
32	244,100	246,100	249,100
33	244,600	246,600	249,600
34	245,100	247,100	250,100
35	245,600	247,600	250,600
36	246,100	248,100	251,100
37	246,600	248,600	251,600
38	247,100	249,100	252,100
39	247,600	249,600	252,600
40	248,100	250,100	253,100
41	248,600	250,600	253,600
42	249,100	251,100	254,100
43	249,600	251,600	254,600
44	250,100	252,100	255,100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
45	250,600	252,600	255,600
46	251,100	253,100	256,100
47	251,600	253,600	256,600
48	252,100	254,100	257,100
49	252,600	254,600	257,600
50	253,100	255,100	258,100
51	253,600	255,600	258,600
52	254,100	256,100	259,100
53	254,600	256,600	259,600
54	255,100	257,100	260,100
55	255,600	257,600	260,600
56	256,100	258,100	261,100
57	256,600	258,600	261,600
58	257,100	259,100	262,100
59	257,600	259,600	262,600
60	258,100	260,100	263,100
61	258,600	260,600	263,600
62	259,100	261,100	264,100
63	259,600	261,600	264,600
64	260,100	262,100	265,100
65	260,600	262,600	265,600
66	261,100	263,100	266,100
67	261,600	263,600	266,600
68	262,100	264,100	267,100
69	262,600	264,600	267,600
70	263,100	265,100	268,100
71	263,600	265,600	268,600
72	264,100	266,100	269,100
73	264,600	266,600	269,600
74	265,100	267,100	270,100
75	265,600	267,600	270,600
76	266,100	268,100	271,100
77	266,600	268,600	271,600
78	267,100	269,100	272,100
79	267,600	269,600	272,600
80	268,100	270,100	273,100
81	268,600	270,600	273,600
82	269,100	271,100	274,100
83	269,600	271,600	274,600
84	270,100	272,100	275,100
85	270,600	272,600	275,600
86	271,100	273,100	276,100
87	271,600	273,600	276,600
88	272,100	274,100	277,100
89	272,600	274,600	277,600
90	273,100	275,100	278,100
91	273,600	275,600	278,600
92	274,100	276,100	279,100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
93	274, 600	276, 600	279, 600
94	275, 100	277, 100	280, 100
95	275, 600	277, 600	280, 600
96	276, 100	278, 100	281, 100
97	276, 600	278, 600	281, 600
98	277, 100	279, 100	282, 100
99	277, 600	279, 600	282, 600
100	278, 100	280, 100	283, 100
101	278, 600	280, 600	283, 600
102	279, 100	281, 100	284, 100
103	279, 600	281, 600	284, 600
104	280, 100	282, 100	285, 100
105	280, 600	282, 600	285, 600
106	281, 100	283, 100	286, 100
107	281, 600	283, 600	286, 600
108	282, 100	284, 100	287, 100
109	282, 600	284, 600	287, 600
110	283, 100	285, 100	288, 100
111	283, 600	285, 600	288, 600
112	284, 100	286, 100	289, 100
113	284, 600	286, 600	289, 600
114	285, 100	287, 100	290, 100
115	285, 600	287, 600	290, 600
116	286, 100	288, 100	291, 100
117	286, 600	288, 600	291, 600
118	287, 100	289, 100	292, 100
119	287, 600	289, 600	292, 600
120	288, 100	290, 100	293, 100
121	288, 600	290, 600	293, 600
122	289, 100	291, 100	294, 100
123	289, 600	291, 600	294, 600
124	290, 100	292, 100	295, 100
125	290, 600	292, 600	295, 600
126	291, 100	293, 100	296, 100
127	291, 600	293, 600	296, 600
128	292, 100	294, 100	297, 100
129	292, 600	294, 600	297, 600
130	293, 100	295, 100	298, 100
131	293, 600	295, 600	298, 600
132	294, 100	296, 100	299, 100
133	294, 600	296, 600	299, 600
134	295, 100	297, 100	300, 100
135	295, 600	297, 600	300, 600
136	296, 100	298, 100	301, 100
137	296, 600	298, 600	301, 600
138	297, 100	299, 100	302, 100
139	297, 600	299, 600	302, 600
140	298, 100	300, 100	303, 100

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
141	298,600	300,600	303,600
142	299,100	301,100	304,100
143	299,600	301,600	304,600
144	300,100	302,100	305,100
145	300,600	302,600	305,600
146	301,100	303,100	306,100
147	301,600	303,600	306,600
148	302,100	304,100	307,100
149	302,600	304,600	307,600
150	303,100	305,100	308,100
151	303,600	305,600	308,600
152	304,100	306,100	309,100
153	304,600	306,600	309,600
154	305,100	307,100	310,100
155	305,600	307,600	310,600
156	306,100	308,100	311,100
157	306,600	308,600	311,600
158	307,100	309,100	312,100
159	307,600	309,600	312,600
160	308,100	310,100	313,100
161	308,600	310,600	313,600
162	309,100	311,100	314,100
163	309,600	311,600	314,600
164	310,100	312,100	315,100
165	310,600	312,600	315,600
166	311,100	313,100	316,100
167	311,600	313,600	316,600
168	312,100	314,100	317,100
169	312,600	314,600	317,600
170	313,100	315,100	318,100
171	313,600	315,600	318,600
172	314,100	316,100	319,100
173	314,600	316,600	319,600
174	315,100	317,100	320,100
175	315,600	317,600	320,600
176	316,100	318,100	321,100
177	316,600	318,600	321,600
178	317,100	319,100	322,100
179	317,600	319,600	322,600
180	318,100	320,100	323,100
181	318,600	320,600	323,600
182	319,100	321,100	324,100
183	319,600	321,600	324,600
184	320,100	322,100	325,100

別表第5（第6条関係）

級 別 職 務 分 類 表

給料表	職務の級	職 務 の 名 称
事 務 職	1 級	事務員
	2 級	主任事務員
	3 級	総括主任
福 祉 職 I	1 級	サービス提供責任者、介護職員
	2 級	副主任サービス提供責任者、副主任介護職員
	3 級	主任サービス提供責任者、主任介護職員
福 祉 職 II	1 級	介護支援専門員
	2 級	副主任介護支援専門員
	3 級	主任介護支援専門員
医 療 職	1 級	看護師（准看護師）
	2 級	副主任看護師（准看護師）
	3 級	主任看護師（准看護師）

別表第6（第7条関係）

初 任 給 基 準 表

給料表	職 務 の 名 称	初任給
事 務 職	事務員	1 級 1 号 給
福 祉 職 I	サービス提供責任者、介護職員	
福 祉 職 II	介護支援専門員	
医 療 職	看護師（准看護師）	

別表第 7（第 20 条関係）

処遇改善手当

事業種別	職 種	経験等	資格等	月 額
訪問介護	主 任	—	介護福祉士	100,000 円
	副 主 任	—	介護福祉士	80,000 円
	サービス提供責任者	10 年以上勤務している者 （他法人の前歴も含む。）	介護福祉士	60,000 円
		—		40,000 円
	訪問介護員	10 年以上勤務している者 （他法人の前歴も含む。）	介護福祉士 等 ※	30,000 円
		—		20,000 円
通所介護	主 任	—	介護福祉士・ 看護師（准看護師）	60,000 円
	副 主 任	—	介護福祉士・ 看護師（准看護師）	40,000 円
	生活相談員、 介護職員	10 年以上勤務している者 （他法人の前歴も含む。）	介護福祉士	30,000 円
	介護職員	—	—	20,000 円
	看護職員	10 年以上勤務している者 （他法人の前歴も含む。）	看護師（准看護師）	20,000 円
		—		10,000 円
居宅介護支援	主 任	—	介護支援専門員	10,000 円
	副 主 任	—	介護支援専門員	7,500 円
	介護支援専門員	—	介護支援専門員	5,000 円
介護事務	総括主任	—	介護支援専門員	20,000 円
	事務職員	—	—	5,000 円

※ 介護福祉士等は、介護福祉士、ヘルパー 2 級及び介護職員初任者研修修了者

様式第1（第13条関係）

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

北名古屋市社会福祉協議会 会 長	職 名		氏 名	㊟
---------------------	-----	--	-----	---

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会介護事業職員給与規程第13条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由

☐ 1 新たに職員となった場合

☐ 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至ったものがある場合

☐ 3 扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある場合（子、孫および弟妹で22歳の年度末を越えたものを除く。）

扶養親族の 氏 名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届 出 の 事 由
				所得の種類	金 額		

記入上の注意

- 「届出の理由」欄には、該当する理由の□に✓印を付する。
- 扶養親族の表の各欄に所要事項を記入する。
- 「続柄」欄には、職員との続柄（重度心身障害者として届ける場合は、その旨）を記入する。
- 「同居・別居の別」欄には、職員と同居している場合はその旨を記入し、職員と別居している場合はその住所を市区町村名まで記入する。
- 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額を記入する。
- 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば結婚、離婚、出産、死亡、60歳以上等）をそれぞれ記入する。

住 居 届

年 月 日提出

北名古屋市社会福祉協議会 会長様	職 名	主な届出の理由 ☐ 新 規 ☐ 転 居 ☐ 契約関係の変更 (契約の更新を含む。) ☐ 家賃の額の改定 上記事実の発生日		☐ 支給要件の喪失 ☐ その他
	氏 名			
	印			
社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会介護事業職員給与規程第14条の規定に基づき、居住の実情等を届け出ます。(契約書等証明書類 通添付)				
契 約 年 月 日	年 月 日	契 約 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
住 宅 の 所 在 地			住宅への入居日	年 月 日
住 宅 の 種 類	☐ 借家 ☐ 借間 ☐ まかない付下宿		住宅の契約面積	m ²
住 宅 の 所 有 者	続柄 ()	住 所		
住 宅 の 賃 主	続柄 ()	住 所		
住宅の名義上の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 () 共同名義人が ☐ い る ☐ いない			氏名 続柄 () ()
家 賃 等	左記家賃等には 月額 円 ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 (年 月 日から) (光熱費込みの下宿代) ☐ 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)			
備考				
記入上の注意				
1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一について✓印を付するものとする。				
2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分 その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含 まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合に (例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付下宿代)で家賃 相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿 代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに✓印を付するものとする。				
3 家賃額の改定等居住の実情等の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略すること ができる。				

通 勤 届

年 月 日 提出

社会福祉法人 北名古屋社会福祉協議会			勤務先名称		主な届出の理由 ☐ 新規（異動の場合を含む） ☐ 住居の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生年月日 年 月 日 ☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□に・印を付する。)			
会 長		所 在 地						
職 名		氏 名						
住 居								
社会福祉法人北名古屋社会福祉協議会介護事業職員給与規程第15条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。								
順路	通 勤 方 法 の 別	区 間	距離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考	
1		住居 から (経由)	まで	・ km 時間	分	円		
2		から (経由)	まで	・ km 時間	分	円		
3		から (経由)	まで	・ km 時間	分	円		
4		から (経由)	まで	・ km 時間	分	円		
5		から (経由)	まで	・ km 時間	分	円		
6		から (経由)	まで	・ km 時間	分	円		
他に利用できる交通機関等の 名称及び利用区間等						総通勤距離 (概算)	km	
						総通勤時間 (概算)	時間 分	
記入上の注意 1 この届けには通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由のーについて□に・印を付する。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。 4 「乗車券等の種類」欄には、定期券（6か月）、回数券（10枚）、優待乗車券等の別を記入する。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（6か月）の額、回数券（10枚）の額等乗車券等に応ずる額を記入する。 6 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数を記入する。 7 往路と帰路と異なる場合は「備考」欄にその旨と理由を記入する。 8 通勤経路の路図（経路矢線）は、裏面に記入する。 9 通勤の実情の一部に変更がある場合には、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。								

通勤経路の略図（経路朱線）

